

令和2年度第1回栃木県景観審議会

会 議 録

1. 開催日 令和2（2020）年12月1日（火）

2. 開催場所 栃木県総合文化センター3階 第2会議室

3. 出席委員 10名
結城委員、古賀委員、室委員、阿久津委員、
小林委員、木内委員、波木委員、加藤委員、
一木委員、山下委員

午後 2 時 開会

1 開 会

2 あいさつ 熊倉県土整備部長あいさつ

3 議事録署名人選任

・会長の指名により、阿久津委員及び小林委員を議事録署名人に選任

4 議事

○会長 それでは、議事に入ります。第 1 号議案「車両に表示される広告物に係る規制の改正について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市計画課長） 第 1 号議案「車両に表示される広告物に係る規制の改正について」御説明いたします。

議案の説明に入る前に、栃木県景観審議会へ本議案が付議された理由であります「栃木県屋外広告物条例第 30 条の 2」について御説明しますので、参考資料の 1 ページを御覧願います。

条例第 30 条の 2 の要旨としましては、知事が「屋外広告物の規制、基準の決定や変更」をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならないと規定されております。本日の審議会において規制の改正内容について御説明し、県景観審議会としての御意見をお聴きするものでございます。

知事は、本日いただきました県景観審議会の御意見を踏まえて、規制の改正手続を進めていくこととなります。

それでは議案について御説明いたします。議案書の 1 ページを御覧願います。

まず、今回の改正の理由でございますが、現在の公共交通を取り巻く環境は、人口減少の進展やコロナ禍による利用者減により交通事業者の経営環境が悪化する一方で、少子高齢化、過疎化の進展により交通弱者が増加し、公共交通機関の重要性はますます高まっているところでございます。このような社会経済情勢の変化に対応していくため、関東近県の他自治体における規制の状況も鑑みまして、良好な景観の形成や風致の維持に支障のない範囲で、今回、車両広告物に係る規制基準を緩和しようとするものです。

次に現行の規制について御説明いたしますので、参考資料の 2 ページを御覧ください。

これは、宇都宮市・日光市・那須塩原市・那須町を除く、県条例適用区域に適用されております規制内容を示したものです。表中左上に記載されております「広告物を表示しようとする広告主」とは、右に書いてございますが「民間等」となります。「民間等」とは、「国、地方公共団体が公共的目的等で表示するもの以外のもの」となり、民間事業者が公共的目的以外で表示する場合となります。

なお、「国、地方公共団体が公共的目的等で表示するもの」については、平成 26 年度の改正によりまして、表の下※ 1 のとおり、車両の種類にかかわらず、前部、左右側面部、後部に大きさの制限なく表示することを可能としております。

また、地域を「禁止地域」、「許可地域」に分けております。前のスクリーンを御覧ください。

(写真表示)

この規制図は、県条例、及び宇都宮市、日光市、那須塩原市、那須町の各条例による規制対象区域を表示しており、黄色は県条例による許可地域、オレンジ色、緑色は県条例における禁止地域となります。それ以外の薄い黄色は、先ほどの3市1町の条例における規制対象地域となっています。こちらについては、お手元の「屋外広告物のルール」を開いていただくと、1ページ目に記載がございます。

続いて、「車両の種類」については、現行、「鉄道車両」、「路線バス」、「大型の車両」、「上記以外」に分け、禁止地域・許可地域の地域区分とあわせて、「一車両に表示できる大きさ・件数・位置」の規制を行っております。

なお、自動車車両における規制の考え方は、国が作成しております屋外広告物条例ガイドラインで示されておりまして、自動車の使用の本拠の位置がある自治体の条例が適用されることから、本県以外の自治体の条例の規制対象区域で登録された車両が、本県条例の規制対象区域を走行した場合でも、本県の条例では規制することができないものでございます。

それではまず、「路線バス」及び大型の車両のうち「観光バス」における、現行の規制状況及び改正内容を御説明いたします。

現行の規制では、「路線バス」は禁止地域において、「観光バス」は禁止地域及び許可地域において、1車両につき、大きさが50cm×1mのものが3件という面積を超えた大きな広告等を表示するラッピング車両を走行させることができませんが、これを今回の改正により、広告主が公共（国、地方公共団体等）の場合と同様に、「左右側面部、後部に大きさの制限なく広告表示を可」とする規制の緩和を行おうとするものでございます。

次に、観光バスを除く「大型の車両」及びタクシー等の「上記以外」の車両における、現行の規制状況及び改正内容を御説明いたします。

現行の規制では、観光バスを除く「大型車両」及びタクシー等の「上記以外」の車両については、禁止地域、許可地域ともに、1車両につき50cm×1mのもの、3件以内までしか広告を表示することができません。この基準は、車両広告物における、許可及び届出の必要がない適用除外（手続不要）の基準となりますが、これを、近県と同等の基準となる、「左右側面部各1㎡、後部0.5㎡以内の広告を表示可」とする規制の緩和を行おうとするものでございます。

続きまして、参考資料の3ページを御覧ください。

これは、屋外広告物条例施行規則における路線バス、観光バス等の車両広告物に係る許可等の基準の改正内容を示したもので、規則別表第1は許可地域における許可の基準、規則別表第3は禁止地域において許可する場合の基準となります。

まず、「位置」については、記載方法を変更していますので全文改正になっておりますが、改正の内容は、先ほど2ページで説明させていただいたとおりとなりまして、別表第1に「観光バス」を追加し、別表第3に「路線バス」、「観光バス」を追加するものでございます。

次に、「表示方法」については、車両広告物の許可を行う際は、これまで各交通事業者に自主審査ガイドラインによる自主審査を求めておりまして、その項目は23ほどございますが、その中で、

外形的に確認が可能と思われる「蛍光、発光等を伴う素材等を使用しないこと」、「映像装置等は使用しないこと」の2項目を、県が許可する際に審査できるようにするため、これまで、「交通の安全の妨げとなるおそれのない構造と位置であること。」としていたものに、「素材」と「装置等」を加える改正を行うものでございます。また、言い回しを変更しておりますが、これは自主審査ガイドラインに合わせた表記でございます。

なお、規制の本文及び別表1・3並びに告示における表記方法については、現在、法規担当部署と調整をしているところでございますので、御承知おき願います。

以上が第1号議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明がございましたが、委員の皆様から御質問、御意見がございましたら挙手をお願いいたします。

○委員 参考資料2ページに書かれている改正後の規制の中で、「上記以外」のトラック、タクシー等と書いてあるところで、「1車両につき0.5m×1.0m 3件以内が可」の「3件以内」がとれたのは何か意味があるのでしょうか。

○会長 事務局お願いします。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） この3件につきましては、基本的には3か所という意味ではあるのですが、考え方としては、両脇と後ろという形で3件というのが一般的と考えております。

○会長 3件の3がとれたのはどうしてかという御質問ですね。

○委員 はい。3件がとれたということは、4件程度あってもいいということですか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 新しい基準は面積ということになりますので、そのようになります。新しい基準については、左右側面部各1㎡と後部0.5㎡ということですので、この基準自体も3か所ということになります。両側面と後ろです。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい、ありがとうございます。

○会長 ほかに何か御質問、御意見がございましたらお願いします。

○委員 参考資料2ページの※5がよく分からなかったのですが、これについて補足で説明していただけますか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 例えば、「大型車両」の基準は、「1車両につき0.5m×1.0m 3件」と書かれておりますが、この基準は、手続不要になる場合の最小限の基準になります。

常用資料の「屋外広告物例規集」の52ページの表をご覧ください。これは許可基準の表で、許可地域ごとに基準を定めているのですが、一番上の左側に「車両に表示される広告物」とございます。その表の中段あたりに「大型の車両（鉄道車両及び路線バスを除く。）」という項目があります。こちらに「左右側面部にあっては5平方メートル以内、後部にあっては1平方メートル以内」という基準があるのですが、この基準は、使用しておりません。その考え方が※5に記載されております。

路線バスの場合は、通行経路図により許可地域だけしか通らないことが確認できるのですが、タクシーやトラックの場合は、禁止地域を通らないということが確認できないので、実際には許可をしな

いので、この資料の表については、車両の最小の面積の基準を表示しているところでございます。

○委員 今、厳しい方に合わせて運用しているということですか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） そのようになります。

○委員 わかりました。

○会長 ほかに御質問はございませんか。

○委員 質問の前に私の理解が正しいかどうかというところを確認させていただきたいのですが、「大型車両」を観光バスとそれ以外に分けていらっしゃる。その中で、例えば私はラッピングバスをイメージしてみたのですが、観光バスは全面的にラッピングされたものをどの地域でも認めていくということですよ。一方で、例えばトラックの全面的にラッピングしたものは引き続き現行の規制が適用されるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） はい、そういうことになります。

この理由としては、他県の状況を調べた結果、バスとバス以外では規制の内容に差がありましたので、本県についても他県の状況を勘案しながら同様の運用にしたいということでございます。

○委員 バスとトラックの規制になぜ差をつけているのでしょうか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 今回、バスとトラックで差をつけた理由は、これまで路線バスについては平成21年度に規制を緩和したところですが、平成26年度に自主審査ガイドラインを策定しまして、各交通事業者がガイドラインに基づく自主審査結果を許可申請時に提出してもらっています。バス業界に関して自主審査が浸透しているということがあります。また、他県の規制状況も踏まえて差をつけています。そういう状況も加味して、今回、バスに関しては緩和という形にさせていただいたところです。

○委員 ありがとうございます。

○会長 お願いします。

○委員 現行は左側・右側・後部で3件ということですよ。今回の改正で件数がとれるということは、1㎡以内なら2か所できるということですよ。例えばタクシーだったら、一側面にドアが2枚ありますので、前と後ろのドアで0.5㎡と0.5㎡で2か所できるという考え方でよろしいのですよね。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 「左右側面部」と書いてありますが、いずれかの側面、例えば左側だけの前と後ろの形で1㎡ずつということであれば、認めることになります。

○委員 左右側面部各1㎡ということですから、0.5㎡であれば4か所できるということですよ。左側0.5㎡・0.5㎡、右側0.5㎡・0.5㎡であれば、4か所表示できるということですよ。1㎡以内であれば、極端な話5か所も10か所もできてしまうという考え方でよろしいということですよ。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 合計で1㎡以内であれば、認めるということです。

○委員 左側で1㎡、右側で1㎡ということですよ。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） はい。

○委員 承知しました。ありがとうございます。

○会長 ほかに御意見、御質問はございませんか。

○委員 先ほどの質問の続きなのですが、トラック等が認められないのは、そちらの業界の方で規制がしっかりしていないから認められない、観光バスであれば自主規制がしっかりしているからいわゆるフルラッピングバスでも大丈夫だ、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 現時点で自主規制が定着していることが、今回見直しを行う理由の一つではあります。

今回の見直し全体の大きな考え方としては、他県で広告物の許可を受けた路線バス等が本県に入ってきててもそれを規制できないという条例の規定がありまして、他県で許可を受けたフルラッピングバスはどんどん本県に入ってくるけれども、県内の業者は認められていないのは不合理ではないかというところがスタートでございます。

ただ、逆にトラックに関しては他県でもフルラッピングを認めていないところが多く、他県と比較して本県が著しく厳しいというわけではない。現時点のそういう状況と、バスに関しては既に自主審査のガイドラインが定着しているという状況を勘案して、今回はバスに関して緩和を考えているということです。

○会長 今の御説明でよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 ありがとうございます。ほかに御質問はございますか。

○委員 車両広告物に関する罰則規定みたいなものはあるのでしょうか。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 条例で罰則規定を定めております。罰則は、罰金刑になります。

○委員 ということは、見つからなかったらそのままということですよ。流動的に走っていて、アッとやっているうちに走ってしまった、誰も取り締まりができないとなったら、罰則規定があっても罰則にはならないということですよ。

○事務局（都市計画課課長補佐（総括）） 罰則規定はありますということでございます。

○委員 はい、わかりました。

○会長 ほかに何かございますか。

皆さんの御意見の中では、特にバスとトラックの違いのことと、件数がとれて大きさだけの制限になったということが御質問にあったと思います。皆様それなりに納得されたということで、もし御質問がなければ意見をまとめてみたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、今提示されている第1号議案「車両に表示される広告物に係る規制の改正について」は、異議がないということで提案してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 では、第1号議案は原案どおりということをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

これで、本日予定されていた議事は全部終了しました。あとの司会は事務局の方でお願いいたします。

す。

午後 2 時 35 分 閉会